

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十六号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、改正法の施行の日（令和二年六月一日）から適用する。ただし、この告示の適用の日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものが同日から起算して五年を経過する日までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第一条に規定する材質の原材料であつて、これに含まれる物質については、この告示による改正後の食品、添加物等の規格基準の別表第一に掲げられているものとみなすことができる。

令和二年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。）